新旧対照表【平成二十四年条例第六十八号】(第二条関係)山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例

4

(定義)

れ当該各号に定めるところによる。第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

し~十し 容

合計額をいう。養介護医療性な性除して得た額の養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額のら厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療験の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は毎に規定する指定療養介護医療」という。)につき健康保房四十二条の二によって読み替えられた法第五十八条第三項及び第窓付書の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活体付責の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等中二、利用者負担額 指定障害福祉サービス等費の当該

十川~十代 密

<u>おに玄懐するための法律施行規訓</u>(平成十八年草生労働省令第十九活を営むことができるよう、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生第五十一条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養</u>

(定義)

れ当該各号に定めるところによる。第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

ш

ー~十一 容

給付費の額を控练して得た額及び<u>障害者自立支援法施行令指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等十二 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該</u>

(平成十八年政令第十号)

舎計額をいう。養介護医療性を控除して得た額の養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額のる厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定す険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は五十八条において「指定療養介護医療」という。)につき健康保号に規定する指定療養介護医療(次号、第五十七条第二項及び第第四十二条の二によって読み替えられた法第五十八条第三項第一

十川~十代 密

活を営むことができるよう、<u>障害者自立支援法施行規則</u>介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生第五十一条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養

(平成十八年厚生労働省令第十九

。 日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、号。以下「施行規則」という。) 第二条の二に規定する者に対して

宝 张

する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うこ合を含む。)の規定にかかわらず、基準省今第十二条第一項に規定事業者は、第百二十八条第一項(第百九十九条において準用する場という。)第十二条第一項の規定の適用を受ける指定共同生活接助七十一号。以下この条、次条及び附則第七条において「基準省令」の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百萬四条 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、号。以下「施行規則」という。)第二条の二に規定する者に対して

宝宝

第四条 この条例の施行の際現に<u>障害者自立支援法に基づく指定障害</u>生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)(施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同

とができる。する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うこ合を含む。)の規定にかかわらず、基準省令第十二条第一項に規定事業者は、第百二十八条第一項(第百九十九条において準用する場という。) 第十二条第一項の規定の適用を受ける指定共同生活援助七十一号。以下この条、次条及び附則第七条において「基準省令」